

○豊明市企業立地促進条例

平成16年3月26日

条例第1号

改正 平成17年7月15日条例第17号

令和3年12月22日条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、特定地域内に工場等を立地することに関し必要な措置(以下「奨励措置」という。)を講ずることにより、企業立地の促進及び雇用の拡大を図り、もって産業の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく柿ノ木工業団地地区計画が定められた地域をいう。
- (2) 工場等 製造業(日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。)を営む工場、当該工場に関連する研究開発施設又は産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設及びこれに附帯する施設をいう。
- (3) 立地 特定地域内において工場等を新設することをいう。
- (4) 企業 営利を目的として工場等において継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (5) 固定資産税 豊明市税条例(昭和47年豊明市条例第44号)に基づき、本市が特定地域内の土地及び家屋の所有者に対して課する当該土地及び家屋に係る固定資産税をいう。
- (6) 基準年度 指定を受けた年度の翌年度とする。

(奨励措置)

第3条 市長は、特定地域内に工場等を立地する企業に対して、予算の範囲内で立地奨励金を交付することができる。

(企業の指定)

第4条 立地奨励金の交付を受けようとする企業は、あらかじめ市長に立地奨励金の交付対象企業の指定申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、別表の要件に該当すると認めるときは、立地奨励金の交付対象企業の指定をするものとする。

3 立地奨励金の交付対象企業の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に指定する期間は、基準年度以後3年間（以下「指定期間」という。）とする。

（立地奨励金の交付申請及び決定）

第5条 立地奨励金の交付を受けようとする指定企業は、固定資産税が課される年度ごとに、規則で定めるところにより市長に立地奨励金交付申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより指定企業に立地奨励金の交付決定を行うものとする。

（立地奨励金の額）

第6条 立地奨励金の額は、別表に定める額とする。

（立地奨励金の交付時期）

第7条 立地奨励金は、指定期間における各年度の固定資産税が完納された日以後に交付するものとする。

（届出の義務）

第8条 指定企業は、指定申請の内容に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第9条 指定企業が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に掲げる企業が指定企業の地位を承継しようとするときは、市長にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

（1） 死亡した場合 その相続人

（2） 合併により消滅し、又は分割した場合 合併により設立した法人又は分割により当該立地に係る権利及び義務の全部を承継した法人

（3） 営業する権利を譲渡した場合 その譲受人

(指定の取消し)

第10条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 操業を廃止したとき又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により指定を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(立地奨励金の取消し等)

第11条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するとき、立地奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した立地奨励金の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定により指定を取り消されたとき。
- (2) 操業を休止したとき又は休止の状況にあると認められるとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) その他不正の手段により立地奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(報告及び調査)

第12条 市長は、指定企業又は立地奨励金の交付を受けようとする企業に対し、操業状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(公害防止)

第13条 奨励措置の適用を受けようとする企業は、市長の指示に従い、公害の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際既に特定地域内で操業している企業のうち、立地奨励金の交付を受けようとする企業は、この条例の規定を適用する。

附 則 (平成17年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 3 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条、第 6 条関係）

立地区分	要件	立地奨励金の額
工場等の新設	愛知県企業庁から特定地域内の土地を取得し、工場等を設置して操業する企業	指定期間の 3 年間における各年度の固定資産税の納付額に相当する額